

令和7年1月10日（金）午前9時30分より、1月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

- 議題
- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
 - 議案第2号 農地転用計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
 - 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
 - 議案第5号 あっせん申し出について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
 - その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和7年2月10日（月） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一
13番 重松栄一 14番 平田雅治
16番 青木照 17番 棚町和徳 18番 中野浩行 19番 高木晋介
【欠席委員】 15番 平田秀樹

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は9番、10番の方お願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名9番、10番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地転用計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲（2区画）になります。

申請地は、都市計画法の用途地域内で第一種住居地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は南東側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も南東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては新設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3番 棚町委員 特に問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅（2棟14戸）になります。

申請地は、二筆に分かれており、一筆は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設が1つずつあるため、第3種農地判断となります。もう一筆は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は南側に側溝を新設し、放流する計画です。上水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続し、下水道は南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては新設のフェンス付きコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

11番 柳委員 問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。賛成多数で許可相当となりました。

議長 柳 それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲で、7区画から6区画への変更と着工・完工予定日の変更申請です。変更理由は、大刀洗町建設課との開発協議が長引き、着工が遅れたためです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

事務局 辻 担当委員は今日欠席しています。

10番 大石委員 区画の変更は、何か申請が通らなかったのですか。

事務局 辻 そういうわけではないようです。ただ、開発協議の中、でUターンできるような場所を作ったり、ガードレールを設置したりなどの話が出て、面積が変わったことが区画変更につながっていると思います。

6番 成富委員 真ん中の道路は町道になるのですか。

事務局 辻 幅員が6mの開発道路なので、おそらく町の所有になると思います。

議長 柳 区画を減らすのに許可がいるのですか。

事務局 辻 原則当初の計画と変わる場合は許可が必要です。工期の変更だけであれば、軽微な変更として許可が不要な場合もあります。区画が変われば建物の数が変わるので、今回は変更承認申請を出してもらいました。

議長 柳 他に何かなければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畠2筆1, 845m²の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

18番 中野委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆、畠2筆、2, 619m²の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

7番 原委員 親戚の方で、特に問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畠2筆1, 277m²の売買です。申請者が町外の方で、町内に農地を持っていないので、今日説明に来ていただいています。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

9番 白石委員 現状は森のようになっていて、管理はずっとできていないと思います。そこを植木屋をしている申請者が購入するようです。

事務局 辻 それでは申請者に入っていただきます。

議長 柳 お呼び建てしてすみません。ここは植木をするのに使うということでしょうか。現状とても荒れているようですが、それでも大丈夫なのでしょうか。

申請者 はい、植木をします。竹藪になっていますが、機械を入れて整地すれば大丈夫だと思います。

議長 柳 荒れないようにしていただければ、我々としても問題ないと思います。他にみなさんから質問はありますか。

番 委員 畑に直接入る道はあるんですか。それともよその畑をまたいでいくしかないのでしょうか。

事務局 辻 県道から入る道はあります。 トラックが通れるることは確認しているようです。

番 委員 隣は藪でしょう。荒地から竹が入ってくると思うのですが、どうされるのでしょうか。

申請者 東側は藪です。西側は別の方が植木を植えています。一応竹が入らないように深く溝が掘ってあります。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。ただし条件があります。伐採したものをこの土地に集めないようにしてください。

<事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆296m²の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。 ●●市の方が買うようですが。

8番 中山委員 ●●会社の代表の方で、すぐ隣の畑など、いくつも農地を持ってあって、住宅地に接しているのは気になりましたが特に問題ないと思います。

議長 柳 他に何かありませんか。 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号1番 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆596m²の売買で180,000円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号2番 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番については田1筆、畑1筆3,970m²の売買で2,700,000円です。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。

全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号3番 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については田2筆3, 295m²の売買で2, 156, 500円です。

議長 柳 それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農用地利用計画変更申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 用途区分の変更で、変更理由は農業用機械格納庫の建築です。用途変更後は農地法第4条の許可申請が必要な案件です。被害防除措置としてはL型擁壁を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。機械が30台ほどあり、現状の格納庫だけでは入りきらずに個人の倉庫を借りているようです。それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆で5, 442m²の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は私と棚町委員にお願いします。

報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があっておりませんので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。